

市民参加推進会議における

ヒアリング対象事業に対する質問内容

1 白井市地域公共交通網形成計画策定事業（都市計画課）

質問項目	質問内容
1 審議会について	<p>① 委員会のメンバー編成の公平性についての考え方について</p> <p>サービス利用者側委員（公募委員、公益団体委員） 6名 25% （当該サービスの充実により利便性をより享受できる者）</p> <p>サービス提供者側（ナッシー号事業者、鉄道、バス、タクシー事業者） 16名 67% （当該バス事業の合理化を考える市役所、及び、当該サービスの充実が直接利益を生じない競合サービス提供事業者）</p> <p>② 発言権、議決権を有する正式な委員として行政関係職員が入っている理由について</p> <p>（資料要求）</p> <p>◎ 行政関係職員7名全員の役職名（氏名は不要）</p> <p>◎ 地区社協からの意見応募件数と応募した地区社協の区域名</p> <p>③ 多くの方が公募委員に参加されるためのPRにどのように取り組んだか。具体的に公募委員の募集はどのようなことをしたのか。</p> <p>④ 十分な議論のためには、委員数が多すぎるのではないでしょうか。一般的に20人を超えた会議だと「一方的な説明と質疑応答になってしまう」と言われてしまいます。既存の審議会とは別に、今回の目的（公共交通網形成）のための少人数の検討委員会を設けることは難しかったのでしょうか。</p>

質問項目	質問内容
4 アンケート	<p>4-1 結果が審議会等で生かされたか。</p> <p>4-2 世帯当たり2票発送とありますが、2票に決めた意味は何でしょうか。世帯1票で広く意見募集したほうが良かったのでは。</p> <p>4-3</p> <p>〈調査対象〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世帯主を無作為抽出 この段階で男性が多くなっているのではないのでしょうか。 ・世帯主に2通を送付世帯主は無作為抽出ですが、+1通分についてはどうでしょうか。3500通分の郵送費用で7000通を発送できる画期的な方法(経費節減)だとは思いますが。 <p>〈集計方法について〉</p> <p>「地区別の特性」についての調査と「市民全体」について調査と二つの目的で実施されました。</p> <p>「市民全体」についてはアンケートの回収結果を単純に足すのではなく地区別の人口ウエイトを勘案するべきと思います。</p> <p>※実施例※</p> <p>第1地区（白井第一小学校区） 人口 5000人→アンケート配布数1200 回収数281</p> <p>第4地区（大山口、清水口、七次台小学校区） 人口23000人→アンケート配布数1600 回収数536 (※人口比だと配布数5520、回収数1293)</p> <p>人口比では、ニュータウン地区はアンケート配布件数が在来地区に比べて少なく、回収（回答）件数も少なくなっています。</p> <p>〈アンケート結果の審議会での活用について〉</p> <p>アンケート結果は審議会で活用されたのでしょうか。アンケート分析結果を踏まえた会議が第3回会議と思います。</p>
5 ワークショップ	5 結果公表は参加者よりも参加できなかった人の目にふれる場所にする考えはなかったか。
6 配布資料について	6 審議会、パブリックコメント、ワークショップで配布した資料は、どんな内容が記載された資料なのか。

質問項目	質問内容
7 市民の声の反映について	<p>7 アンケート（自由回答欄788件）、タウンミーティング（出席者計80名）で、多くの市民の声が寄せられました。その内容は実に細かく分析され、把握されています。しかし、把握された市民の声は、計画素案に十分反映されたのでしょうか。</p> <p>パブコメ意見（＝素案を評価していない）を見ると不安になります。</p> <p>計画に反映できなかった事柄について、市民に丁寧な説明をお願いしたかったと思います。</p>
8 その他の方法	<p>8 ヒヤリングの実施に当たって競合サービス提供者側にはわざわざ訪問してヒヤリングしているのに対して、サービス利用者側（地区社協）には、文書作成という労力を必要とする「意見応募」という方法を取った理由について問う。</p>
共通1 自己評価について	<p>「選択した市民参加の手法」及び「実施した市民参加の手法」についての自己評価</p>
共通2 条例等の理解度について	<p>「市民参加条例逐条解説」及び「市民参加の総合的評価・評価基準（条例が求める基準・市民参加推進会議が求める望ましい水準）」を十分に理解していたか。</p>
共通3 結果の周知	<p>どの項目に関しても結果・公表取り扱いが周知されていないように思うが、そのあたりはどのようにお考えですか。</p>

市民参加推進会議における ヒアリング対象事業に対する質問内容

2 市役所庁舎整備事業（管財契約課）

質問項目	質問内容
<p>1 審議会（検討委員会のメンバー）について</p> <p>（市議会議員が委員となったことについて）</p> <p>（会議録について）</p>	<p>① 委員（19人）の中に議会代表（3人）が参加していることが理解できない（その理由は如何）</p> <p>② 委員が5年間という任期で良かった点悪かった点について</p> <p>③ 女性の視点は委員が少ない中で生かされたか</p> <p>④ 平成29年度3回予定が1回のみ理由</p> <p>⑤ 学識経験者はどんな専門家が参加しているのか</p> <p>地方自治においても行政と立法（市議会）の分立は基本。庁舎建設事業という行政行為の中に立法分野（議員）が介入すると誤解されるようなことは避けるべきではなかったでしょうか。</p> <p>これは、市の審議会全般について、いえることだと思います。（地方自治法の兼職禁止に抵触しなくとも、議員の側で断るべきであったと考えます。）</p> <p>34回の会議録は逐語録のみであり、会議の流れを知るには通読するだけでも膨大な時間を要します。簡単な抄録があればよかったですと思います。</p>
<p>2 パブリックコメントについて</p>	<p>① パブリックコメントの件数が平成26年度よりも27年度が少ないが、何か周知方法等に違いがあるのでしょうか。</p> <p>② 2回のパブリックコメントとも、図書館で資料提供されているのに、図書館で結果公表がされていません。資料提供を行った場所では必ず、結果公表をお願いしたいと思います。</p>

質問項目	質問内容
3 「広報しろい」での周知について	<p>「広報しろい 2014. 2. 1」で庁舎建設が C 案で決定、事業費 3 4 億（税抜き）と市民に周知されています。</p> <p>審議会資料を見ると 4 1 億（税抜き）と増えたことを窺い知ることができます。</p> <p>建築費が当初想定を大幅に超えたことを「広報しろい」で市民に周知するべきだと思います。</p>
4 その他の方法について	<p>住民説明会の結果報告・取り扱いについては、平成 26 年度については結果公表が 1 週間と早いですが、平成 27 年度は約三か月とかなりの期間に差がありますが、なにか理由はあるのでしょうか。</p>
共通 1 自己評価について	<p>「選択した市民参加の手法」及び「実施した市民参加の手法」についての自己評価</p>
共通 2 条例等の理解度について	<p>「市民参加条例逐条解説」及び「市民参加の総合的評価・評価基準（条例が求める基準・市民参加推進会議が求める望ましい水準）」を十分に理解していたか。</p>

市民参加推進会議における ヒアリング対象事業に対する質問内容

3 白井市行政経営改革実施計画策定事業（行政経営改革課）

質問項目	質問内容
<p>1 審議会について（白井市行政経営有識者会議による成果について）</p> <p>（公募委員について）</p>	<p>① 配布された資料からは、28～29年度に実施した「白井市行政経営有識者会議」による成果が見当たらないが、有識者会議の成果はどのように扱われたのか。</p> <p>② 全委員で8名は少なくないか うち半分が市民枠であるが広報上では無作為抽出の枠があることが知らされていない。市民の関心が高い応募者数でどう考えるか。</p> <p>③ 応募者は男12人女1人→決定は男2人です。 男3人、女1人という考え方はなかったのでしょうか。 （無作為抽出委員は公募委員で不足した場合の補充ではないのでしょうか。この事業に関心があり、手を上げた人の方が適任ではないかと思えます。）</p>
2 配布資料について	2 審議会、パブリックコメントでどんな資料を配布したのか。
3 市民参加の手法について	3 市民参加を審議会とパブリックコメントに絞った理由と背景について説明されたい。
4 市民の声の聴取について	4 増収策、経費節減策など市民の理解と協力が不可欠と思います。タウンミーティング、意見交換会など広く市民の声を聴く手法も採用していただきたかった。
共通1 自己評価について	「選択した市民参加の手法」及び「実施した市民参加の手法」についての自己評価
共通2 条例等の理解度について	「市民参加条例逐条解説」及び「市民参加の総合的評価・評価基準（条例が求める基準・市民参加推進会議が求める望ましい水準）」を十分に理解していたか。

市民参加推進会議における

ヒアリング対象事業に対する質問内容

4 太陽光発電施設の設置・管理に関するガイドラインの策定（環境課）

質問項目	質問内容
<p>1 審議会について</p> <p>(会議録について)</p>	<p>① 白井市の通例として、審議会が諮問を受けると同時に事務局が答申原案を提案するようなことが行われているのか</p> <p>② 第2回会議で諮問を受け第3回で答申案をまとめているが、第3回会議で答申案の審議検討に要した実時間数(何分間か)を問う。</p> <p>③ 女性の参加が少ないが増やす努力をしたか</p> <p>④ H28年1月広報に「環境審議会委員」募集がありますが、この時点で審議内容は確定していましたか。 資料の会議3回は他の審議議題もあり、事業名の「太陽光発電」の審議が十分行われたのか気になりました。</p> <p>⑤ 会議録は、情報公開コーナーでも図書館でも見ることはできません。ホームページにはありますが、インターネット環境のある環境市民しか見ることはできません。 是非とも、紙ベースの会議録を置いていただきたい。 (平成27年度分情報公開コーナー、図書館とも綴り込まれてあります。平成28年度以降綴り込をやめてしまったのは何故でしょうか。)</p>
<p>2 情報提供について</p>	<p>① 市HPだけでなく情報公開コーナー、図書館が最低利用すべき場所である認識があるか。</p> <p>② 市民に公表するとは、HP以外には何かないですか。様々な年齢層に対する配慮と多くの方の目に触れる視点を踏まえると、ほかにも公表する場所があると思われるのですが、いかがでしょうか。</p>
<p>3 パブリックコメント</p>	<p>3 パブリックコメント募集は審議会審議のなかで決まったのか又は事務担当の方の発案なのか。 任期終了間際で行われているので気になりました。</p>

質問項目	質問内容
4 市民の声の聴取について	4 近隣に太陽光パネルが設置される可能性があるという点では、市民すべてに直接影響のある事柄。広く市民の声を聴く手法を取っていただきたかった。
5 防災・環境問題について	5 太陽光のパネルが周辺住民の環境を脅かす事例が発生している。また、近年台風や地震によって太陽光パネルが飛ばされ、崩壊したという話を耳にする。そこで、本検討はパネルの防災や環境問題について専門家を加えた検討を行ったのか。
6 市民参加の手法について	6 意見交換会や住民説明会といった市民参加の手法の拡大を行わなかった背景はなにか。
共通1 自己評価について	「選択した市民参加の手法」及び「実施した市民参加の手法」についての自己評価
共通2 条例等の理解度について	「市民参加条例逐条解説」及び「市民参加の総合的評価・評価基準（条例が求める基準・市民参加推進会議が求める望ましい水準）」を十分に理解していたか。

市民参加推進会議における ヒアリング対象事業に対する質問内容

5 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画策定事業（障害福祉課）

質問項目	質問内容
1 審議会について（男性の参加）	1 募委員は、男性の参加を促すPRはしなかったのか。
2 アンケートについて	2 公表に時間が経ってしまった理由は
3 情報提供について	3 HP、情報公開コーナー、図書館が最低という認識はあるか。但し、各センターを利用しているのはとてもありがたい。
4 一般市民への啓蒙について	4 市民参加が関係者を中心に行われている。意見交換会や住民説明会を開催して障害者問題を市民の身近な問題とすべきではなかったのか。
共通1 自己評価について	「選択した市民参加の手法」及び「実施した市民参加の手法」についての自己評価
共通2 条例等の理解度について	「市民参加条例逐条解説」及び「市民参加の総合的評価・評価基準（条例が求める基準・市民参加推進会議が求める望ましい水準）」を十分に理解していたか。

市民参加推進会議における ヒアリング対象事業に対する質問内容

6 第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定事業（高齢者福祉課）

質問項目	質問内容
1 条例等の理解度について	「市民参加条例逐条解説」及び「市民参加の総合的評価・評価基準（条例が求める基準・市民参加推進会議が求める望ましい水準）」を十分に理解していたか。
2 パブリックコメント	他の3つと同時に掲載されたが、これで意見がかえってくるような工夫をしたのか
3 意見交換会	聞き取り調査もしくは実態調査とは違うか、受け手の意見はいるかないか。
4 配布資料について	4 審議会、パブリックコメント、意見交換会ではどんな資料を配布したか。
5 市民参加について	5 一般市民を対象にした説明会はなぜ行わなかったのか。
共通1 自己評価について	「選択した市民参加の手法」及び「実施した市民参加の手法」についての自己評価
共通2 条例等の理解度について	「市民参加条例逐条解説」及び「市民参加の総合的評価・評価基準（条例が求める基準・市民参加推進会議が求める望ましい水準）」を十分に理解していたか。

市民参加推進会議における ヒアリング対象事業に対する質問内容

7 白井市空家等対策計画の策定（建築宅地課）

質問項目	質問内容
1 条例等の理解度について	「市民参加条例逐条解説」及び「市民参加の総合的評価・評価基準（条例が求める基準・市民参加推進会議が求める望ましい水準）」を十分に理解していたか。
2 パブリックコメント	2 市民の意見を求めるのにこの手法を選んだ理由は。
3 市民参加の手法の拡大について	3 今度、この問題は日本の社会問題となってくる。なぜ、市民参加の手法拡大を行わなかったのか。
4 空地の検討について	4 空家は全国で約 820 万棟、空地は九州を超える広さが空いているといわれている。 このため、自治体は所有者不明で固定資産税をとれず、そのうえ、冬には枯草火災、夏は空家に子智也女性が連れ込まれる事件が発生している。したがって、今、自治体は、課税、防犯、防災などに加え土地利用などといった問題を抱え、この問題に積極的に取り組む必要がある。なのにパブリックコメントだけということは理解できない。市民参加の手法拡大や土地利用、防災・防犯などの専門家を加えた審議会・住民説明会などによる検討を行うべきでなかったのか。
共通1 自己評価について	「選択した市民参加の手法」及び「実施した市民参加の手法」についての自己評価
共通2 条例等の理解度について	「市民参加条例逐条解説」及び「市民参加の総合的評価・評価基準（条例が求める基準・市民参加推進会議が求める望ましい水準）」を十分に理解していたか。